2　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、別記１に掲げる申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下⑴及び⑵において同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ別記１に掲げる提出時期に別記１に掲げる提出場所において申請書類の持参による申請を受け付ける。

また、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）にて建設工事の申請をする者は、平成22年12月１日から平成23年１月14日まで（当日消印有効）の間に、別記２又は別記３に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、別記２又は別記３に掲げる提出場所に郵送するものとする。

また、郵送にて測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請をする者は、平成22年12月１日から平成23年１月14日まで（当日消印有効）の間に、申請者の本店所在地の区分に応じ、別記２に掲げる提出場所に郵送することとする。

また、インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、その申請者の本店所在地にかかわらず、平成22年12月１日から平成23年１月14日までの間に、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp

また、インターネットを使用して測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請をする者は平成22年12月１日から平成23年１月14日までの間に、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成23年２月１日以後随時に、別記２に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、それぞれ別記２に掲げる提出場所において申請を受け付ける。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

②　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）」は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

③　インターネットの使用による建設工事の申請者は、3⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成22年11月１日から平成22年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成22年11月１日から平成23年１月14日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

④　インターネットの使用による測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請者は、3⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより平成22年11月１日から平成22年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成22年11月１日から平成23年１月14日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、3⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑵の（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）の④から⑦までに掲げる書類を添付し別記４に掲げる送付先に郵送するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体の場合にあっては、その代表者）は、持参又は郵送により、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）を提出するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類の提出部数は１部とする。

インターネットの使用による建設工事の申請者は、3⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、⑴③においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴③において入手したパスワードを入力して、送信するものとする。ただし、添付書類として以下（建設工事に係る添付書類）に掲げる④を別記５に掲げる送付先にファックス送信するものとする。（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。

インターネットを使用して測量・調査及びコンサルタント等業務の申請をする者は、3⑴に掲げるアドレスにアクセスし、⑴④においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴④において入手したパスワードを入力して、送信するものとする。

（建設工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表

②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し等

③　業態調書

④　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑤　申請者が、その設立から５⑴(建設工事)②に規定する特別事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の特別事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

⑥　申請者が、その設立から５⑴(建設工事)②に規定する特別事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑦　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し

⑧　申請者が共同企業体であって、客観的事項及び特別事項について算定した点数の調整（数値の算定及び等級の格付け要領（昭和55年12月１日付け港管第3722号）第６条⑶に規定する共同企業体の特例をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

［注］

⑷　申請者が一般財団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特例民法法人をいう。以下同じ。）であるときは、①に掲げる書類、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項第２号、第４号及び第５号に掲げる書類及び規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出すること。